

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年12月5日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 海上保安庁海洋情報部
- (2) 住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 南海トラフ（別添付図）
- (2) 期 間 令和7年12月10日から令和8年3月31日まで

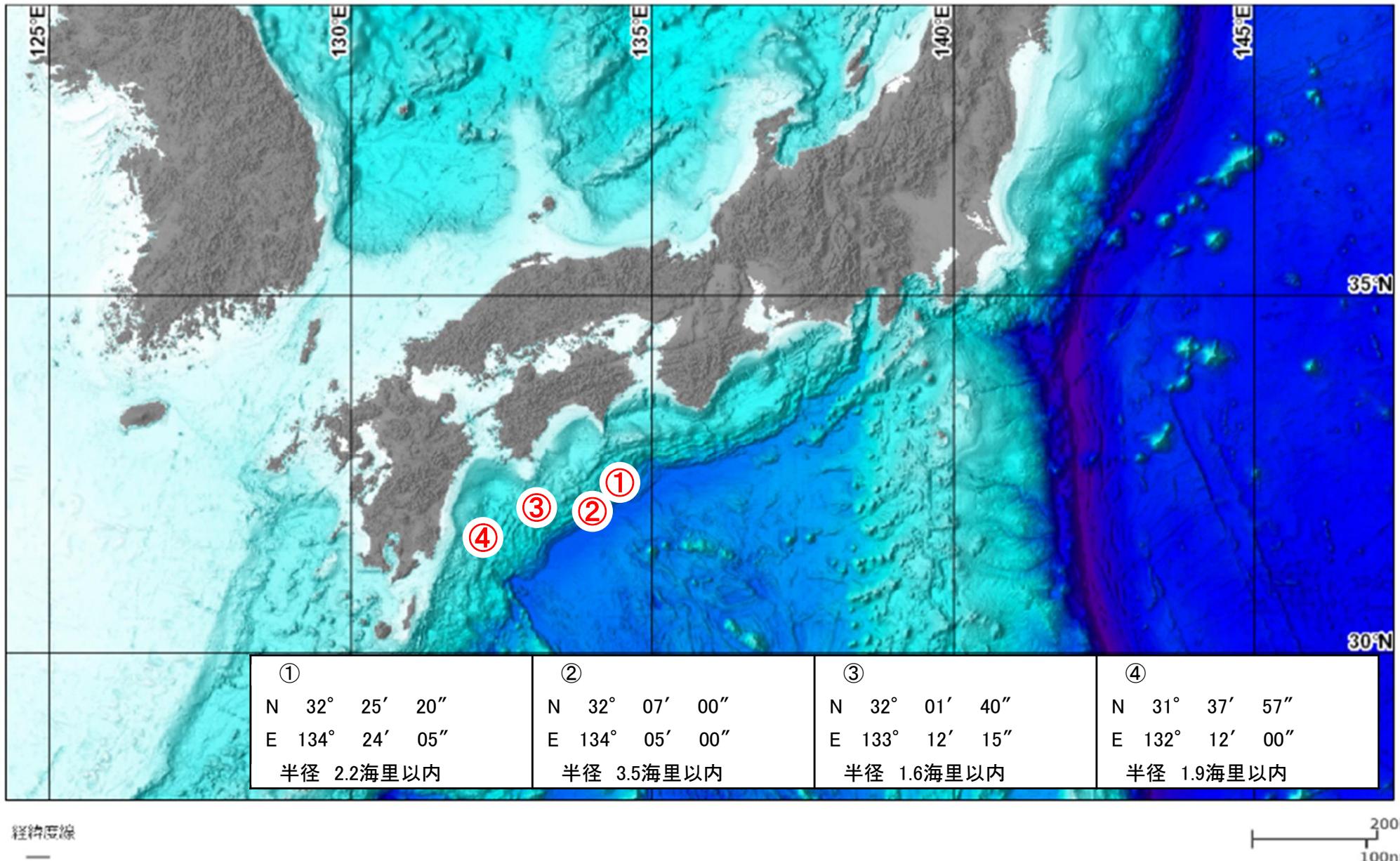
3 水路測量の実施方法

海底地殻変動観測装置、G N S S 測位装置等による海底地殻変動観測

4 航行船舶に対する安全措置

測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。

調査区域



○:水路測量を実施する区域

背景図:海上保安庁,(c)Esri Japan